

令和 4年 3月 22日

保護者 様

大阪市教育委員会
大阪市立天下茶屋小学校
校長 清原 良一

新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

保護者のみなさまには、これまでも、新型コロナウイルス感染症に対して、お子様の日常の健康状態の把握や感染症予防をお願いしているところです。今般、政府が大阪府への「まん延防止等重点措置」を解除したところではございますが、大阪府においては、市中感染がまん延した状態であり、感染再拡大の可能性が高く、当面、感染抑制策の徹底が求められており、みなさまにも感染拡大防止のお願いが行われていることから、引き続き、次のとおり、お子様の健康状態の把握ならびに感染症予防の指導について、3月25日からの春季休業期間中を含め、よろしくご理解ご協力をお願い申し上げます。

1 日常の健康状態の把握

○お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認いただくようお願いします。

○健康観察表に体温や体調を記入のうえ、毎日、登校園時に持参させてください。

○ご家族についても、毎日、健康状態を把握し、健康観察表へもご記入をお願いします。

2 次の場合は、必ず学校（園）へ連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。いずれも出席停止として扱います。

○発熱（37.5度前後）・咳などのかぜの症状がみられる場合

発熱（体温が平熱より1度程度より高い場合等）、咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養してください。

また、医療機関を受診した場合は、医師が指示する期間まで家庭で休養してください。なお、医療機関を受診しなかった場合は、症状が治っても、治った翌日・翌々日は家庭で休養してください。

○お子様の感染が判明または濃厚接触者と認定された場合

○お子様の同居家族がPCR検査、抗原検査を受検することとなった場合

○同居家族に、次の新型コロナウイルス感染症を疑い、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の対応

○次のいずれかの症状がある方はかかりつけ医療機関（夜間・休日やかかりつけ医がいない場合は、新型コロナ受診相談センター）にご相談ください。また、学校園へもご連絡ください。

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある

・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）。基礎疾患等のある方は、これらの症状がある場合

○かかりつけ医療機関等から受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

4 新型コロナウイルス感染症の予防

○帰宅後は、手や顔を洗い、できるだけすぐに着替えましょう。

○十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事を心がけましょう。

○普段の手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。

○咳などの症状のある方は、マスク等の咳エチケットを行い、他の家族との接触はできるだけ避けてください。

○家庭内でもできるだけ三密の回避と喫食時会話を控えるよう注意してください。

○部屋の換気を、1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ換えてください。

○各自が上記感染防御対策を取り、家庭内感染を防ぐように心がけてください。